

2015年ベトナム民法典の概要

JICA ベトナム「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」
前長期派遣専門家・チーフアドバイザー¹

松本 剛

第1 はじめに

ベトナムでは、2015年11月24日に新たな民法典（以下「2015年民法典」という。）が制定された²。2015年民法典の意義を一言で述べれば、民事関係における平等な法主体同士の経済活動（取引）をより自由に、かつ取引の安全を図りながら行うための基礎インフラとしての民事一般法を整えた点にあるといえよう。ベトナムは、1986年のドイモイ政策採用後、あくまで「社会主義志向の」という枕詞はつくものの、一貫して市場経済の導入を進め³、これに対応した法制度も整備してきた。しかし、現行法を含むこれまでの民法典は、国家が主体となる場合と一般の私人が主体となる場合を区別して前者を優遇する規定があったり、その範囲すらも曖昧な「世帯」というようなものが独立した法主体として規定されていたり、いわゆる善意の第三者の保護への配慮が薄かったりという点に見られるように、市場経済の要請に応えるものとしてはやや不十分と言わざるを得ないものであった。2015年民法典は、これらの点につき一定の対応を行うとともに、いわゆる約款や事情変更の原則に代表される現代的な条項を大胆に取り入れ、国際標準に近づいた国際私法規定も整えるなど、市場経済化、国際化の時代にふさわしい私法の体系整備に向けて更に一歩前進したものといえる。我が国による支援⁴との関係で見ても、立法作業の過程においては様々な紆余曲折が存在したものの、最終的には上記のような点も含めてこれまで日本側関係者が提言し続けてきた内容が（少なくともアイディアのレベルでは）数多く盛り込まれており、これまでの支援が大きな成果として結実したと評価することができよう⁵。

本稿はこの2015年民法典の概要を日本の関係者に対して報告することを目的とするが、現時点において全689条にわたる民法典のすべてに言及することはもとより筆者の手に余る作業である上、時間的な制約からも困難である。そのため、本稿においては現行法から

¹ 現大阪地方検察庁検事。2013年10月から2016年3月までの約2年6か月間にわたり、チーフアドバイザーとしてハノイに常駐した。

² 形式的には新規立法であるが、関係者の間では全面改正という意識が強いため、「民法改正」「改正民法」等の表現が使われることが多い。なお、この2015年民法典は、1995年民法典、2005年民法典に続くベトナムにおける第三世代の民法典である。

³ 1992年憲法（2001年改正）第15条後段、2013年憲法第51条1項など。

⁴ JICAは、1996年に法整備支援分野における我が国初の技術協力プロジェクトを立ち上げて以降、時期により関与程度の濃淡はあれども、継続してベトナム民法典の制定（改正）支援を行ってきた。

⁵ もっとも、本文中に括弧で述べたとおり、提言がアイディアのレベルでは取り入れられても実際に条文化する段階で中途半端あるいは不明確な形にとどまってしまった箇所や、そもそも提言が取り入れられなかった箇所が一定数あるのも事実である。

の変更点を中心とした概要を報告するにとどめ、詳細な分析は、これを土台としたベトナム法の研究者や法制度整備支援活動に携わる実務家の方々の爾後の検討、研究に委ねることとしたい。

なお、2015年民法典については、筆者を含むJICAプロジェクト関係者の手による仮和訳がJICA及び法務総合研究所国際協力部のウェブサイトにある「ベトナム六法」のページにおいて既に公開され、随時改訂されている⁶。興味のある方はダウンロードして直接条文を参照しつつ、以下の記述をお読みいただければ幸いである。

第2 2015年民法典の構成

2015年民法典は全689条からなり、全五編からなる本体部分と一編からなる施行条項部分に分かれる。本体部分の各編の見出しは、第一編「総則」、第二編「所有権及び財産に対するその他の権利」、第三編「義務及び契約」、第四編「相続」、第五編「外国的要素を持つ民事関係に適用する法令」であり、ここから推測されるとおり、日本流に言えば、第一編は総則、第二編は物権、第三編は債権、第四編は相続、そして第五編は国際私法に関する編となっている。

以上の構成を2005年民法典（以下「現行法」という。）と比べると、まず、現行法から土地所有権の移転に関する編（現行法第五編）と知的所有権及び技術移転に関する編（現行法第六編）が削除されたことが分かる。これらの内容はすべて特別法（前者は土地法、後者は知的所有権法及び技術移転法）に委ねることとされたためであるが⁷、これにより私法一般法としての民法典の性格がより強調されたといえよう。

次に、第二編が「財産に対するその他の権利」という見出しの下で、物権について規定したことが注目される⁸。実は、起草主管省である司法省では、当初から2015年民法典において物権概念（物権制度）を導入することを目指しており、第二編には「所有権及びその他の物権」（「物権」はベトナム語で“*vật quyền*”）などといった見出しを付することを考えていた。しかし、国会議員を始めとする関係者の間ではこの「物権」という用語に対する反発が強く⁹、この用語の問題に起因する様々な混乱により一時は物権概念の導入そのものが危ぶまれる事態にまで至ったことから、司法省では名を捨てて実を取る形で、「物権」ではなく「財産に対するその他の権利」という用語を用いて事態を収束させたという経緯

⁶ <http://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/index.html>（JICA）

http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_vietnam.html（法務総合研究所国際協力部）

⁷ ただし、土地所有権に関する契約に関する規定については、民法典と土地法との接続を手当てするため、500条から503条までの4か条が新たに加えられている。

⁸ ベトナムにおいては各編、各章、各条にどのような見出しを付けるかは内容以上に重要な問題として捉えられる傾向にあり、ワークショップなどで、見出しの表現を巡り何時間も議論をすることは珍しくない。

⁹ 理由については諸説あるが、“*vật quyền*”という用語はもともとベトナム語には存在せず、中国語をベトナム語に翻訳したという語感が強いと、感情的な抵抗があったようだと言及する関係者もいる。

がある¹⁰。

また、第三編の見出しが、現行法の第三編「民事義務及び民事契約」から「民事」という文言が落ちて単に「義務及び契約」とされたことも注目に値する。かつてのベトナムでは民事法と経済法（商事法）が厳格に峻別されており、民法典は商取引には適用されないものとされていた（民法典が私法の一般法とはされていなかった）ため、民法典上の義務や契約の性質を示すものとして「民事」という修飾語が不可欠であった。その後、2005年の現行法制定に伴い、民法典は私法の一般法としての位置付けを与えられたが、この「民事」の用法には変化がなかった。ところが、2015年民法典においては、「民事契約」という用例は姿を消し、「民事取引」や「民事義務」という用例はいまだ残っているものの、少なくとも編の見出しレベルからは「民事」という修飾語が落ちたわけであり、このことから民法典が私法の一般法であることをできるだけ分かりやすく示そうという司法省の努力の跡が見られると言えよう。

それでは、この辺りで基本構成や見出しから離れ、現行法からの主な変更点を中心に2015年民法典の概説を試みることにする。以下においては、条文については特に断りのない限り2015年民法典のそれを指すものとする。

第3 2015年民法典の特徴及び現行法からの主な変更点¹¹

1 第一編「総則」について

(1) 構成

第一編「総則」は全十章、157か条からなる。各章の見出しは、第一章「総則」、第二章「民事権の確立、履行及び保護」、第三章「個人」、第四章「法人」、第五章「民事関係におけるベトナム社会主義共和国、中央、地方の国家機関」、第六章「民事関係における世帯、組合、法人資格を持たないその他の組織」、第七章「財産」、第八章「民事取引」、第九章「代理」、第十章「期間及び時効」である。現行法では第二編に置かれていた財産に関する章（現行法第十一章）が第一編に移されるなど、よりパンデクテン方式が意識されたことがうかがわれるが、現行法と比べてそれほど大きな構成上の違いがあるわけではない。

(2) 民法典の地位の明確化

民法典が民事関係（「平等、意思の自由、財産の独立及び自己責任を基礎として形成される各関係」（1条））における一般法である旨が明記されるとともに（4条1項）、特別法及び国際条約との関係も規定された（同条2項から4項）。これにより特別法であっても3条に規定する民事法令の基本原則に反することはできず、これに反する

¹⁰ もっとも、2015年民法典制定後においても、関係者の間では「財産に対するその他の権利」という迂遠な用語ではなく、「物権」という用語が堂々と使われているのが実情である。

¹¹ 以下の記述を理解するためには、現行法制定時における（1995年民法典からの）議論の内容を把握することが有益と思われる。この点については、「ICD NEWS」第27号（2006年6月号）11ページ以下に収録されているホアン・テュ・リエン司法省次官、森嶋昭夫名古屋大学名誉教授、野村豊弘学習院大学教授（いずれも肩書きは当時）による講演録が参考になるので、是非ご一読いただきたい。

場合には民法典の規定が優先的に適用されることとされた。ベトナムにおいては往々にして法令相互間の齟齬矛盾が生じて問題となることがあり、民法典の立法過程においても、事後的に制定される特別法により民法典の精神が否定的に上書きされるリスクをいかにして防ぐかが議論されていたが、あらかじめ民法典において「民事法令の基本原則」¹²を定め、これに反する特別法の規定は効力を認めないとしたことでこの問題の解決を図ろうとしたものである¹³。これに対し、国際条約については、特段の留保なしに国際条約の規定が優先するものとされた。

(3) 法源の多様化

当事者の合意も法令の規定もない場合には慣習を適用し（5条2項）、慣習もなければ類似法令の規定を適用し（6条1項）、類似法令の適用もできなければ「民事法令の各基本原則、判例、公平の理」を適用する（6条2項）ものとされた。慣習及び類似法令の適用については現行法にも同様の規定が置かれていたが（現行法3条）、これをより丁寧に規定して運用の便宜を図るため、「慣習」の定義規定を置くとともに（5条1項）、法令はおろか適用可能な慣習も類似法令もない、いわゆる法の欠缺の場合においては「判例、公平の理」が法源となり得ることを新たに肯定したものである。また、このような手当をした上で、「裁判所は、適用するための条項がまだないことを理由として民事事件の解決を拒否することはできない」（14条2項）と規定して、裁判所が法の欠缺を理由として事件を門前払いすることのないよう取り計らわれた¹⁴。

(4) 法主体の整理

民法典における法主体が、個人と法人の2種類のみ整理された（1条）。現行法で法主体性が認められており、それにより多くの問題を引き起こしていた「世帯」や「組合」（現行法第五章、106条以下）は法主体としての地位を失い、個人の集合体として扱われることとなった（101条）¹⁵。

また、法人は、構成員に対して利潤の分配をするか否かという基準によって商業法人（75条）と非商業法人（76条）の2つに分類され¹⁶、国家機関や人民武装勢力（軍隊）、その他の特別な組織（政治組織、政治-社会組織等）は非商業法人の一種として位置

¹² 「民法典の」ではなく「民事法令の」として一般化したのがポイントであろう。

¹³ 立法者の意図は本文記載のとおりであるが、その一方で、民法典とその他の特別法は法形式上は同等のはずであり、果たして一般法たる民法典の規定によって特別法の効力を否定することができるのか（そのように理解することが妥当であるのか）という問題が新たに残されたといえよう。

¹⁴ 従前、このような場合には裁判所が受理を拒否したり審理を停止したりして事件の解決を事実上拒むことが多かったとのことである。

¹⁵ これに伴い、「組合契約」に関する一群の規定が、第三編第十四章「典型契約」第8節「組合契約」として盛り込まれた。

¹⁶ 商業法人と非商業法人の区別の基準については、当初はその法人が利潤の追求を目的とするか否かで区別する見解が有力であったが、最終的には構成員に対する利潤の分配の有無で区別することとなった。

付けられた¹⁷ (76 条)。

(5) 民事関係における国家の優先取扱い廃止

すべての個人、法人はいずれも平等であり、いかなる理由があろうとも差別取扱いを受けないことが明記された (3 条 1 項)。その上で、現行法の「民事権、民事義務の確立、履行は、国家 (Nhà nước) の利益、公共の利益、他人の合法的な権利、利益を侵犯してはならない。」(現行法 10 条) という規定の表現が、「民事権、民事義務の確立、履行、消滅は、国家 (quốc gia)、民族の利益、公共の利益、その他の者の権利及び合法的利益を侵害してはならない。」(3 条 4 項) と改められ、国家の利益がその他の私人の権利義務よりも優先されるという枠組みが廃止された。一見良く分からない変更であるが、ベトナム語の “Nhà nước” は現存する具体的な政府、政権を指すのに対し、“quốc gia” はより抽象的な国家概念を指すというニュアンスの違いがあり、起草担当者らの説明によれば、「民事関係において国と個人は対等であり、もはや国(≡政府)の権利利益が個人の権利利益より優先されることはないことを示すために用語を変更した。」とのことである。その具体的な表れとしては、現行法では国家所有形態に属する財産についての時効取得は認められていなかったが(現行法 247 条 2 項)、2015 年民法典ではその規定が削除されたこと (236 条) 等が挙げられる。

(6) 制限民事行為能力者の類型の増加

現行法における未成年者 (現行法 19 条)、民事行為能力喪失者 (現行法 22 条)、民事行為能力被制限者 (現行法 23 条) に加え、新たに行為認識制御困難者 (行為を認識、制御する能力が十分でないが民事行為能力喪失の程度には至らない身体又は精神の状態にある者)¹⁸ という類型の制限民事行為能力者が規定された (23 条)。

(7) 後見制度における本人意思の尊重、裁判所の関与の拡大

完全民事行為能力を有する者が、将来自己が後見を受ける必要がある状態になった場合に備え、自己の意思で後見人を選ぶことが可能となり (48 条)、満 6 歳以上の未成年者に対する後見人を選任する場合には本人の希望を検討しなければならないとされるなど (54 条 1 項後段)、被後見人の意思がより尊重されるようになった。また、法人が後見人になることができることとなり (50 条)、これにより、例えば老人養護施設そのものが入居者の後見人を務められるようになるなど後見人選択の幅が広がった。

さらに、当然後見人の間で後見人に関する紛争又は後見人の選任に関する紛争がある場合には裁判所が後見人を指定するとされ (54 条 1 項中段)、後見監督人の選任等について紛争がある場合には裁判所が後見監督人を決定するとされるなど (51 条 2 項後段)、一定の場合における裁判所の関与が規定された。

¹⁷ 国 (ベトナム社会主義共和国) については、その法人該当性に直接触れた条文は見当たらないが、76 条の規定と第五章 (97 条以下) の規定を合せて読むと、国家機関と同様に法人として扱われるものと推察される。

¹⁸ 日本民法でいう被保佐人ないしは被補助人に相当するものである。

(8) 人格権に関する規定の整理

現行法では 28 か条あった人格権に関する規定が 15 か条に削減された (25 条から 39 条まで)。ただし、実質的に削除されたのは、家族の構成員間の世話を享受する権利 (現行法 41 条)、父、母、子の認定権、不認定権 (現行法 43 条)、住居の不可侵の権利 (現行法 46 条)、信仰、宗教の自由権 (現行法 47 条)、往来、居住の自由権 (現行法 48 条)、労働権 (現行法 49 条)、経営の自由権 (現行法 50 条)、研究、創造の自由権 (現行法 51 条) の 8 つのみであり、氏名の変更や民族の再確定に関する権利 (26 条から 28 条) などむしろ内容が拡充されたものや、性転換の権利 (37 条) など新たに追加されたものもある。

(9) 財産概念の整理

財産について、「物、金員、有価証券及び財産権である。」(105 条 1 項) と定義した上で、「財産は、不動産及び動産からなる。不動産及び動産は、現存財産及び将来形成財産であり得る。」(同条 2 項) とした。ベトナムでは、現物としては存在しない形成途中の財産 (建築途中の建物など) に財産的価値を見出し、それ自体を取引の対象としたり担保に入れたりする商慣習が定着しているが、これまでは個別の分野における慣習を追認する法規範文書はいくつか存在したものの¹⁹、将来形成「財産」一般の法的性質や取引可能性を正面から裏付ける法的根拠は存在しなかった。2015 年民法典では、この状況に対応すべく将来形成財産の財産性を明記しており、これが現行法との大きな違いである。また、土地使用权が財産権に含まれる旨明記された点も新しい (115 条)。

そして、「不動産である財産に対する所有権、その他の権利は、本法典及び財産登記に関する法令の規定に基づき登記される」(106 条 1 項) とされ²⁰、その登記は公開されなければならないこととされた (同条 3 項)。司法省では、これらの規定を手掛かりとして、近年中に、不動産、動産、担保その他に関する登記を広く対象とする「財産登記法」を制定する予定であるとしているが、その時期や、そもそも司法省の目論見どおりに事が進むか否かといった点も含め、詳細は未定である。

(10) 民事取引が無効となる場合の整理、合理化

未成年者等の制限民事行為能力者がした民事取引であっても一定の場合には無効にならないとする範囲が拡充された。これにより、例えば、満 6 歳未満の未成年者がした民事取引についても、日常生活の需要を満たすためのもの (125 条 2 項 a 号)、あるいは権利を生じさせ又は義務を免除するだけのもの (同項 b 号) のときは無効とはされないこととなった。また、本来、書面によりなされること又は公証等を受けることが必要な要式行為であっても、一方又は双方の当事者が義務の少なくとも 3 分の 2 を履行済みの場合には裁判所は当該取引を有効と認めることができるとされた (129

¹⁹ 2014 年住宅法 (65/2014./QH13)、担保取引に関する政府議定 (163/2006/NĐ-CP, 11/2012/NĐ-CP) など。

²⁰ ただし、登記しないとどうなるのか (権利の発生や権利変動が認められないのか、それとも第三者に対抗できないのか等) はこの規定からは良く分からない。

条1項, 2項)²¹。

他方で、かねてから民事行為能力制度の趣旨に反すると批判的に指摘されていた、満15歳以上18歳未満の者が義務の履行を担保する固有財産を有する場合には法定代理人の同意を不要とする規定（現行法20条2項）が削除されたり、これまで一律「民事取引が確立された日」とされていた制限民事行為能力者のした民事取引、錯誤による民事取引、詐欺、強迫、強制による民事取引、行為認識制御困難な状態でなされた民事取引、要式不遵守の民事取引に対する裁判所の無効宣言の請求時効の起算点が場合分けされ柔軟化されたりするなど、全体としての合理化も図られた。

(11) 善意の第三者保護規定の充実

ある財産に関して無効な民事取引がなされ、これに基づく登記がされた後、その登記を信頼して取引に入り当該財産の引渡しを受けた善意無過失の第三者に対する保護規定が追加された（133条2項前段）。要は、登記を信頼して取引に入った第三者を保護し、取引の安全を図った規定であるが、ベトナムにおいて現実に存在する登記制度がその信頼を裏付けるだけの正確性を有しているかどうかには疑問の余地があり、今後、登記制度の正確性向上が急務となろう。また、本項における保護の対象は、文言上「民事取引が無効であるが、財産が権限のある国家機関において登記され、その後、他の民事取引により善意無過失の第三者に引き渡され」た場合に限定されているため、そもそも無効な第一取引が存在しない場合（完全なる無権利者からの取得者）や、登記を信頼して引渡しが不要な取引に入った者（例えば抵当受領者）などは保護の対象に含まれないと解釈される可能性がある点にも注意が必要である。

同様に、取引の安全を図るための規定として、無権代理及び越権代理の場合における表見代理の規定が追加された（142条1項, 143条1項）。現行法では、無権代理や越権代理の場合における本人に対する効果帰属は、無権代理については本人の同意がある場合のみ（現行法145条1項前段）、越権代理については本人の同意があるか本人が越権代理行為を知っていながら反対しない場合（現行法146条1項前段）のみに限られていたが、2015年民法典では、①本人が公認（追認）した場合（142条1項a号）、②本人が無権代理行為を知ったが合理的期間内に異議を述べない場合（同項b号）、そして、③本人に故意過失があり、それにより相手方が無権代理又は越権代理であることを知らず又は知ることができなかった場合（同項c号）には本人への効果帰属が認められることとなった。この中ではどうしても③の規定が目を引くが、②の無権代

²¹ 現行法上、住宅の売買は書面でなされ公証されなければならないとされているが（現行法450条）、現実には書面の作成すらされない例が後を絶たず、しかも取引から長期間が経過した後になって、住宅価格の上昇を奇貨として売主側が要式不遵守を理由とする売買契約の無効を主張する事例が出てきた。そのため、このような不当な主張を許すべきでなく、要式不遵守を理由とする無効の範囲を制限すべきであるという議論が持ち上がり、これらの条項が導入されたという経緯がある。しかし、具体的な制度設計については議論が紛糾して合意形成ができず、最終的には国会関係者が「少なくとも3分の2を履行済みの場合」という要件をいわば専断的に決めたようであるが、この規定の実効性に疑義を呈する関係者も多く、今後の運用が注目される。

理の相手方からの催告に対して本人が合理的期間内に異議を述べなければ本人への効果帰属を認めるという規定も現行法とは逆の結論を導くものであるため注意が必要である²²。

(12) 代理制度の拡充

法人が代理人になることができるようになり（134条1項）、法人が複数の法定代表者を持つことができることが明記され（137条2項）²³、また、無権代理及び越権代理の場合の表見法理規定が追加される（上記(11)参照）など、代理制度の柔軟な運用が可能となる変更が加えられた。

(13) 時効

時効については、現行法と同じく民事権享受時効（取得時効）（150条1項）、民事義務免除時効（消滅時効）（同条2項）、提訴時効（同条3項）、非訟事件解決請求時効（同条4項）の4種類が維持された。立法の過程においては、実体法上の効果に関わる民事義務免除時効と、訴訟法上の効果に関わる提訴時効及び非訟事件解決請求時効との重複が問題視され、時効の種類を実体法上の民事権享受時効と民事義務免除時効の2つのみに整理するという案が有力であったが、提訴時効等の廃止については最高人民裁判所を始めとする関係者からの異論も強く、立法の最終段階において現行法の構成を維持することが決まった模様である。

もともと、すべてが現行法と同じというわけではなく、裁判所は当事者の時効適用請求（援用）に基づいてのみ時効に関する規定を適用することができる（149条2項）とされるなどの変更も加えられている。

2 第二編「所有権及び財産に対するその他の権利」について

(1) 構成

第二編「所有権及び財産に対するその他の権利」は全四章、116か条からなる。各章の見出しは、第十一章「総則」、第十二章「占有」、第十三章「所有権」、第十四章「財産に対するその他の権利」である。現行法と比較すると、財産に関する章が第一編へ移され、所有権に関する規定が一つの章にまとめて規定され、占有や財産に対するその他の権利の章が設けられるなど、かなり大きな変化が加えられている。

(2) 財産に対するその他の権利（各種物権）の導入

上記第2で述べたとおり、物権という用語こそ採用しなかったものの、「所有権及び財産に対するその他の権利」という表現で物権制度を導入したことが最大の改正点である。その種類は、①所有権、②隣接不動産に対する権利、③享用権、④地上権の

²² 相手方からの催告に対して本人が回答をしなければ本人への効果帰属を認める（追認したとみなす）というのは、本人の合理的意思に反すると思われる上、本人にとって酷な結果を招くおそれが高いとして、日本側からはこの結論の妥当性について幾度か再考を促したが、採用には至らなかった。

²³ この点は、特別法である2014年企業法が先行して規定済みであり（同法13条）、一般法たる民法典が後に続いた形となっている。

4種類とされ（158条、159条）、物権的請求権の存在も明記された（164条、169条）。

このうち、隣接不動産に対する権利は、「他人の所有権に属する他の不動産の開発に役立てることを目的として、ある不動産上で行使される権利」（245条）と定義されているが、日本民法でいう地役権と相隣関係の両方に相当するものが含まれているのが特徴的である。日本民法では、相隣関係は所有権の限界（所有権に対する制約）として位置付けられており、現行ベトナム民法典も相隣関係に関する条項は「所有権に関する他の諸規定」（現行法第十六章）の中で規定されていたが、2015年民法典では、これを承役地の所有権の制約ではなく要役地に生じる一種の法定地役権として把握し、約定による地役権とまとめて「財産に対するその他の権利」の一つとして整理したものと考えられる。

また、享用権は、「他の主体の所有権に属する財産に対し、一定の期間において効用を開発し、天然果実、法定果実を享受することができる主体の権利」（257条）と定義されており、フランス民法にある *usufruit*、あるいは旧日本民法にあった用益権などに類似した権利であると思われる²⁴。立法の初期段階では、配偶者と死別した後の生存配偶者（主に寡婦を想定）の生活を保護するための居住用建物を目的とする権利として導入することが議論されていたが、その後の立法過程において、もっと幅広い場面で用いることが可能な権利として一般化されたようである。

地上権²⁵は、「他の主体に使用権が属する土地、水面、土地及び水面上の空間並びに地下空間に対する、ある主体の権利」（267条）である。267条の文言は非常に抽象的であり、目的のいかんも問わないようであるが、271条が「地上権者は、工作物の建設、植栽、耕作をするために……開発し、使用する権利を有する」と規定していることからすると、日本民法における地上権と永小作権とを一つにまとめたような権利であると思われる。

ところで、これらの財産に対するその他の権利は、物に対する直接的排他的支配を認めるものであるだけに、権利の確立、変動時期や権利の公示方法をどのように規定するかが極めて重要なポイントとなるが、2015年民法典にはこの権利変動の時期等に関する一般準則が明確に定められていないという難点がある。一応、第二編の総則（第十一章）にある161条は、「所有権、財産に対するその他の権利の確立時点は、本法典、その他の関係法律の規定に基づき行う；法律に規定がない場合、各当事者の合

²⁴「享用権」は、原文では“quyền hưởng dụng”であり、いわゆる漢越語（漢字起源のベトナム語）の用例に基づき漢字へ逆変換した直訳語を充てた。「用益権」の訳語を充てることも検討したが、フランス法の *usufruit* や旧日本民法の用益権との異同が判然としないまま同じ名称を付することは誤解を招く可能性があると考え、直訳に留めた。もっとも、享用権の内容と所有権の権能のうち使用権限（189条1項前段）とはほぼ重なる上、享用権者に占有権限があることは暗黙の前提とされているように思われるため（259条前段参照）、「占有権」などと訳出することも十分に考えられよう。

²⁵「地上権」は、原文では“quyền bề mặt”であり、享用権と同様のルールで漢字に直訳すれば「表面権」となるが、本文中に記載したとおり、日本民法における地上権との間で一定の類似性が認められる上、文言上、権利の対象が土地上の空間や地下空間にも及んでいることが明らかであったことから、訳語の選択に一貫性がないとの批判を覚悟の上で、ここでは「地上権」の訳語を充てた。

意に基づき行う；法律に規定がなく各当事者の合意もない場合，所有権，財産に対するその他の権利の確立時点は，財産が引き渡された時点である。財産が引き渡された時点とは，権利を有する当事者又はその合法的代理人が財産を占有した時点である。」と規定し，法律の規定＞当事者の合意＞引渡しの順で判断される旨を定めているが，肝心の法律の規定の適用関係が分かりにくいいため，これだけを見て，どの権利がどのように処理されるのかを理解できる者は稀であろう。ひとまず「その他の関係法律」や「当事者の合意」を無視して，上記各権利について民法典が何を標準としているかの整理を試みたのが以下の表であるが，表中に「？」を付したとおり，条文を一読するだけでは良く分からない点が少なくない。また，そもそも論として，このような議論をする実益がある土地（使用権）や住宅用建物などの重要な不動産については実際には民法典ではなく特別法（前者は土地法，後者は住宅法）の規定が優先的に適用されることから，今後，起草担当者やベトナム人の民法研究者らとの意見交換の機会を積極的に設けるなどして，特別法の部分も含めたベトナムにおける物権変動理論の全体像の解明を進めることが望まれる。

民法典における物権変動の標準（特別法や当事者の合意は考慮せず）

	対象	確立時点	変動時点
所有権	動産及び不動産	221 条各項に列挙する所有権の確立根拠（原因）ごとに，222 条以下の各規定に従った各時点 ただし，不動産については登記時？ (106 条 1 項)	民法典上に特別の規定（例：贈与契約に関する 458 条 2 項，相続に関する 234 条，614 条など）がなければ引渡し時（161 条 1 項前段）
隣接不動産に対する権利	不動産	登記時？（106 条 1 項） ただし，法定のものは自然の地形により自動的に生ずる？（246 条）	権利の対象となる不動産の権利変動時と同時に変動？（247 条）
享用権	動産及び不動産	引渡し時（259 条 1 項） ただし，不動産については登記時？ (106 条 1 項)	引渡し時？（259 条 1 項） 「当初の」ではない享用者の存在が想定されているようだが，権利変動の詳細は不明
地上権	不動産（107 条 1 項 a 号）	引渡し時（269 条） ただし，不動産については登記時？ (106 条 1 項)	引渡し時？（271 条 3 項）

(3) 占有に関する規定の整備

現行法上占有は権利（「占有権」）として規定されていたが（現行法 182 条以下），2015 年民法典では占有は事実概念として規定された（179 条以下）。また，占有訴権も規定された（185 条）。

(4) 所有形態の整理

現行法では，①国家所有，②集団所有，③私人所有，④共有，⑤政治組織及び政治

—社会組織の所有並びに⑥政治社会—職業組織，社会組織及び社会—職業組織の所有の6種類に分かれていた所有形態が，①全人民所有，②単独所有及び③共同所有の3種類に整理された。

3 第三編「義務及び契約」における主な変更点

(1) 構成

第三編「義務及び契約」は全六章，335か条からなる。各章の見出しは，第十五章「総則」，第十六章「典型契約」，第十七章「懸賞の約束，賞品付き競技」，第十八章「委任のない仕事の実施」，第十九章「法的根拠のない財産の占有，使用及び財産からの収益による返還義務」，第二十章「契約外の損害賠償責任」である。現行法で典型契約の一つとして位置付けられていた懸賞広告の規定が第十七章として独立し，また，典型契約の類型に多少変化するなどしたほかは，大きな構成上の変化は認められない。

(2) 新たな担保措置の追加

現行法上，義務の履行担保措置は，質，抵当，手付，寄託（預託），保証，信頼による抵当の6種類であったが，新たに所有権留保と財産の留置が加えられた（292条，331条～334条，346条～350条）。立法過程においては，担保物権としての性質を有するものを第二編に規定し，残りを第三編に規定するという案も出ていたが，その切り分け方について議論が錯綜し，また，おそらくは「物権」の概念を巡って議論が紛糾したことの余波も受けて，すべての担保措置について，現行法どおり第三編の中で第3節「義務の履行担保」としてまとめて規定することとなったものと思われる。とはいえ，一定の担保措置については，「担保措置は，担保措置を登記した又は担保受領者が担保財産を把持した若しくは占有した時点から第三者への対抗力を生じる。」（297条1項），「担保措置が第三者への対抗力を生じたときは，担保受領者は担保財産へ追及することができ」る（同条2項）などとして，登記や把持若しくは占有の時点から第三者に対抗し，かつ，追及効が認められるものとされており，事実上，担保物権としての機能が持たされていると評価できよう。また，各種の財産に対するその他の権利（物権）については対抗要件という概念が見られないこととの対比で考えると，財産に対するその他の権利については，原則として登記又は引渡し（把持若しくは占有）を権利の成立・変動要件として位置付ける一方で，担保措置についてはこれらを第三者対抗要件として位置付け，両者を理論的に区別したように見えるのが興味深い。

もともと，これらの担保措置に関する制度設計については不明な点も多い。質や抵当，保証のような一般的担保制度と手付や預託のような契約にのみ適用される限定的な制度（特に後者は賃貸借契約のみが対象）とが第三編の総則部分に並列して規定されていることに対する違和感など，抽象的なそもそも論はひとまずおくとしても，例えば，297条にいう「把持」と「占有」とはどのように異なる概念なのかがよく分からないし，質と抵当については契約の効力発生時期と第三者対抗力の発生時期が異な

る旨をわざわざ規定する条文があるが（310条及び319条）、そのような条文がない所有権留保などそれ以外の担保措置の場合には契約の効力発生時期はどのように扱われるのかもよく分からない（298条1項によれば、法律に規定がある場合にのみ登記が担保取引の有効要件となるとされるが、民法典にはその「法律に規定がある場合」が見当たらないため、登記が所有権留保契約等の有効要件になっているとも思われない。）。財産に対するその他の権利の箇所でも述べたのと同様、担保措置法制の全体像については今後の詳細な研究が待ち望まれるところである^{26,27}。

(3) 民事責任の厳格化

現行法第三編第一章「総則」第3節「民事責任」の中にある現行法308条1項本文は、「民事義務を履行しない又は正しく履行しない人は、故意又は過失があれば、民事責任を負わなければならない。」と規定し、債務不履行における過失責任の原則を定めていた。また、不法行為責任について定める現行法604条1項も、「故意又は過失によって他人の生命、健康……を侵害して損害を与えた人は、賠償しなければならない。」として重ねて過失責任の原則に触れ、必要な場合における無過失責任については特別法で別途定めるとの構成を取っていた（同条2項）。現行法がこのような規定ぶりとなったことについては、実は、その前の1995年民法典が、債務不履行責任のみならず不法行為責任についても加害者側の過失を推定し、加害者は無過失であることを証明しない限り責任を免れないとする構成を取っていたのに対し、日本側関係者から、不法行為といってもいろいろなタイプがあるので、やはり被害者に不法行為については過失を証明させるのを原則とした上で、どうしても加害者に立証責任を転換すべき問題については特別法に委ねる方が良いのではないかと提案して採用されたという経

²⁶ 担保措置については、実務が先行し理論が後を追いかけるという形で進んでいくため、2015年民法典施行後の実務運用の実態を調査することも重要であろう。

²⁷ 本稿の趣旨からは脇道にそれるが、担保措置を巡っては、立法過程で、第三者による物上保証を認めるべきか否かという議論もなされていたので簡単に触れておきたい。現行法上、例えば、財産の抵当（現行法342条）は「財産の抵当とは、一方の当事者（抵当権設定者）が、他方の当事者（抵当権者）に対する民事義務履行の担保のために自己の所有に属する財産を使い、抵当権者に当該財産を引き渡さないことである。」（現行法342条1項第1文）旨定義されている。このように、条文上、抵当に供する財産は抵当権設定者の所有に属するものでなければならないことは明記されているが、「誰の民事義務の履行を担保するか」という点については限定がないため、これまでは抵当権設定者が他人の民事義務の履行を担保するために自己の財産を抵当に供することは認められると理解され、実務上もそう取り扱われていた。ところが、2015年民法典の立法過程のある段階で、突然、草案の中に「自己の義務の履行を担保するため」という文言が潜り込んできたことがあり、主に金融機関や弁護士などの実務家を中心として大反対が巻き起こるなどの混乱が生じたのである。なぜそのような限定を付そうとしたのか、その真相は良く分からないが、当時伝え聞いたところからすれば、どうやら意思決定プロセスの上流に位置する関係者から「他人の義務の履行を担保するのは保証であって抵当ではない」というような指摘を受けたことが契機であった模様である。その後の議論の結果、結果的には、現行法と同じく「誰の民事義務の履行を担保するか」については言及しないことにして、現在の実務運用を追認することにしたようであるが、第三者による物上保証の可否のような、理論上も実務上も極めて重要な論点がこのように非常に軽く扱われたことに対しては、ベトナムの立法過程の危うさを垣間見た出来事であったと言わざるを得ない。

緯がある²⁸。

ところが、現行法 308 条 1 項に対応する 2015 年民法典 364 条では、まず、上記の「故意又は過失があれば、民事責任を負わなければならない。」とする部分が削除されてしまった。これにより債務不履行責任について定める 351 条の規定が直接適用されることとなり、その結果、債務不履行をした義務者は、①不可抗力の事象により義務を正しく履行しない場合、②義務を履行できなかったのが完全に権利者の故意過失のせいであることを立証した場合の 2 つの例外を除いて民事責任を負うものとされた²⁹。これは債務不履行責任における過失責任の原則を放棄するとともに、免責事由の立証責任を義務者側へ負わせた規定と考えられるが、2015 年民法典の特徴は、債務不履行責任のみならず、不法行為責任（契約外の損害賠償責任）についても全く同じ構造、すなわち、不法行為者は、生じた損害が①不可抗力による場合、②完全に被害者の故意過失による場合の 2 つの例外を除いて損害賠償責任を負うという仕組みが採用されたことである（584 条。不法行為責任については、たとえ無過失であっても損害額が自己の経済的な能力と比較して極めて大きいときに賠償額を減額できるだけとする規定（585 条 2 項）もわざわざ置かれている。）。

このように、2015 年民法典は、債務不履行者及び不法行為者の無過失による免責を原則として認めず、かつ、例外的に免責される場合の立証責任もこれらの者に課すという、債務不履行者や不法行為者（とされる）側に対して極めて厳格な責任を課す仕組みとなっている。これは、特に不法行為責任を追及する場面において、被害者側が相手方の故意過失を立証できず、結果的に泣き寝入りを余儀なくされるケースが増えており、これに対処する必要性が高かったというベトナムの国内事情によるものであるが³⁰、上記の仕組みは、立証責任が転換されていたとはいえ不法行為責任の成立には故意過失を要求していた 1995 年民法典と比較してもより厳しい制度といわざるを得ず、ベトナムにおいて活動する個人、企業にとって大きな注意を要すると思われる³¹。この仕組みが実際に裁判所の手によりどのように運用されていくかは 2015 年民法典の施行を待たねばならないものの、特に不法行為責任追及の在り方については、今後の運用状況を注視し続ける必要があると思われる。

(4) 標準様式契約，一般取引条件，事情変更の原則の規定

2015 年民法典において、新たに標準様式契約（405 条）、一般取引条件（406 条）が規定され、また、事情変更の原則（420 条）も明記された。

標準様式契約は「一方当事者が、相手方当事者が合理的な期間内に回答するよう標

²⁸ 注 11 で触れた「ICD NEWS」第 27 号（2006 年 6 月号）収録の野村教授の講演参照（24, 25 ページ）。

²⁹ これは基本的に 1995 年民法典と同じ構成である（1995 年民法典 308 条，309 条参照）。

³⁰ 立法担当者の説明による。

³¹ 日本側からは、再三にわたり、過失責任の原則は民法の基本原則の 1 つであり維持すべきこと、故意過失の立証責任を債権者・被害者に負わせないというルールを契約責任と不法行為責任とに共通して適用することは適切でなく、必要に応じて特別法で手当てすべきと思われることを提言したが、採用には至らなかった。

準様式に従い提示する諸条項からなる契約」(405条1項)と定義され、一般取引条件は「一方当事者が、契約の締結の被申込者一般に対して適用するために公表する諸安定条項」(406条1項)と定義される。いずれも詳細な条項を含む定型書式(約款)による契約(附合契約)についての規制であり、両者の区別はやや分かり難いが、前者は約款が相手方に対して直接提示され、回答までに合理的な期間が与えられることで両当事者が約款の内容について合意したものと認められる場合を対象とし、後者は約款が必ずしも相手方に対して直接提示されず、店舗での掲示やウェブサイトに掲載される場合等を対象としているようである。

(5) 消費貸借契約の上限利率の変更

現行法は、消費貸借契約の上限利率について、「国家銀行が公表する基本利率の150パーセント」(現行法476条)としていたが、2015年民法典では、これが「1年間当たり借入額の20パーセント」に変更された(468条1項)。

(6) 公務執行者が加えた損害の賠償の取扱い

現行法は、公務執行者が加えた損害について、「幹部、公務員を管理する機関は、幹部、公務員が公務を行うに当たり起こした損害を賠償しなければならない。」(現行法619条前段)としていたが、後に制定された国家賠償責任法との関係が明らかでなかったため、同法の射程外となる損害について民法典に基づく賠償請求が認められるのかという論点が生じていた。これに対し、2015年民法典は、「国家は、国家賠償責任法の規定に基づき、公務執行者の不法行為が生じさせた損害を賠償する責任を有する。」(598条)と規定し、公務執行者の不法行為により生じた損害についてはすべからず国家賠償責任法により対応することを明らかにしたと考えられる³²。

4 第四編「相続」における主な変更点

(1) 構成

第四編「相続」は全四章、54か条からなる。各章の見出しは、第二十一章「総則」、第二十二章「遺言による相続」、第二十三章「法定相続」、第二十四章「遺産の精算と分割」であり、現行法から構成上の変化はない。

(2) 夫婦の共同遺言制度の廃止

現行法は、夫婦の共有財産(現行法219条)について、「夫婦は、共有財産の処分のために共同遺言をすることができる。」(現行法663条)と規定していたが、夫婦のいずれかが共同遺言を変更等したいときには他方の同意を得なければならないとの制約があり(現行法664条2項)、一度作成されると修正、変更が難しいという問題や、共同遺言を作成した後に離婚した際の取扱いが煩雑である等の難点があった。その一方で、共同遺言であっても、夫婦の一方が先に死亡したときは、生存配偶者は自己の

³² 救済される被害者の範囲を確定的に狭める結果をもたらす変更のようにも思われるが、司法省では、現行国家賠償責任法の射程を広げる内容の改正を行うことを計画中のこととあり、これによりバランスを取ることを意図しているものと思われる。

財産分に関連する遺言の変更，追加が可能とされるなど（現行法 664 条 2 項），夫婦の共同遺言制度については全体としての合理性に疑問が呈されていた。そのため，2015 年民法典では同制度が廃止された。

(3) 相続の時効

現行法 645 条に規定される相続の時効（相続権に関する提訴時効）については，2015 年民法典の立法過程において，このような規定は削除すべきとする立場と，現行法の規定を維持すべきとする立場とが激しく対立していた。前者の根拠として主張されていたのは，① 2011 年に改正された 2004 年民事訴訟法 159 条 3 項 a 号では財産所有権の紛争，他者の占有管理する財産の紛争には提訴時効が適用されないと規定していること，② 時効の設定は裁判所の負担軽減になるが国民にとっては不利であること，③ 裁判所は当事者が提出する証拠に基づいて判断しさえすればよいので裁判所の負担はそれほど多くなならないこと，④ 現行法のように提訴時効とすると時効期間経過後も紛争が未解決のまま永遠に続いてしまいかねないこと等であり，後者の根拠としては，① 裁判所の負担への配慮，② 時効を排除するという現行法からの急激な変化に対する危惧等であった。議論の過程を見ていると，前者がやや優勢なように思われたが，最終的には，遺産分割請求の提訴時効期間を，不動産については現行法の 10 年から 30 年に延長する（動産については現行法と変わらず 10 年）などした上で，その期間経過後の財産の帰属主体を明確に定めることで決着がついた。

5 第五編「外国的要素を持つ民事関係に適用する法令」における主な変更点

(1) 構成

第五編「外国的要素を持つ民事関係に適用する法令」は全三章，25 か条からなる。各章の見出しは，第二十五章「総則」，第二十六章「個人，法人に適用される法令」，第二十七章「財産関係と身分関係に対して適用される法令」であり，そもそも章立て自体がなされていなかった現行法から構成が大きく変化した。

(2) 準拠法選択の自由を明記

現行法では，外国法令は，仮に当事者が合意していたとしてもベトナム法令に反しない限度においてのみ適用が認められるとされていたが（現行法 759 条 3 項後段），2015 年民法典では準拠法選択の自由（特に契約関係において）の余地が大幅に拡大された（664 条 2 項，683 条 1 項）。

(3) 最密接関係地法概念の明記

当事者の合意等による準拠法が定まっていない場合においては，最密接関係地法によることが明記された（664 条 3 項，672 条 1 項，2 項，683 条 1 項から 3 項）。

第 4 おわりに

以上，現行法からの変更点を中心に 2015 年民法典の概要を説明してきたが，ベトナムにおける常として，新たに法律に盛り込まれた内容が，実際にどのように裁判所を始めと

する司法関係機関により運用され、ベトナム社会に定着していくかは不透明なところが多い。したがって、既に幾度か言及したことでもあるが、今後ベトナム民法典の研究を進めるに当たっては、規定それ自体の意味内容についての検討、研究を深めることも重要であるが、それと同等以上に、現実の運用状況についても注視し続ける必要性があると思われる。

甚だ不十分な内容ではあることは自覚しているが、本稿が読者諸賢における今後の2015年民法典研究の一助になることを願いつつ、ひとまず筆をおくこととしたい。